

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
(第2項関係)	1. 安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。				
○緊急事態への対応(第14条関係)	1. 緊急事態が生ずる可能性を評価しているか。	☆			
	2. 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。 *「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には、以下の事項が含まれていること。 (1) 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置 (2) 各部署の役割及び指揮命令系統の設定 (3) 避難訓練の実施	☆			
○日常的な点検、改善(第15条関係)	1. 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。 * 日常的な点検及び改善は、以下により実施されていれればよいこと。 (1) 目標の達成状況及び計画の実施状況についての点検 (2) 発見された問題点の原因調査と改善				
	2. 1 の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されているか。	☆			
(第2項関係)	1. 安全衛生計画が次の事項を検討した上で作成されているか。 (1) 日常的な点検及び改善の結果 (2) 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査				
	○労働災害発生原因の調査等(第16条関係)	1. 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査、問題点の把握及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。 2. 1 の手順に基づき、原因の調査、問題点の把握及び改善が実施されているか。			
○システム監査(第17条関係)	1. 次の事項を含む定期的なシステム監査の計画が作成されているか。 (1) システム監査を少なくとも1年に1回、実施すること (2) システム監査を実施するための手順				
	2. 1 に基づき、システム監査が実施されているか。	☆			
	3. システム監査を実施する者が、システム監査の対象となる部署に所属していないか。	☆			
(第2項関係)	1. システム監査の結果、必要があると認めるときに、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の改善を行っているか。 *「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告	☆			